

有識者ヒアリング
(甲斐克則先生 説明資料)

ヒト受精胚の取扱いと刑法

広島大学法学部教授 甲斐克則

1 はじめに

生殖医療は本来的には私事であり、しかも不妊に悩むカップルに恩恵をもたらす反面、ひとたびその技術の濫用があると、直接当事者のみならず次世代以降あるいは社会全体に重大な影響を及ぼしうるといふ社会的側面をも併せ持っている。したがって、オーストラリアのヴィクトリア州を筆頭に、イギリス、ドイツ、フランスなどの諸外国が、生殖医療技術の予想される一定の濫用に対して法的枠組を設けたことの意義は大きい。日本産科婦人科学会の会告という自主規制に依拠しているだけの日本の現状においても、既成事実が積み重ねられる前に一定の強制力をもった法的枠組を設けるべき時期に来ているのではないかと。現在、立法化の動きが加速しているのは、妥当というべきである。そのためには、前提として、ヒト受精胚の法的地位を確立し、その不当な取扱いに対して法的規制を加える方向を模索すべきである。とりわけ昨今、代理出産、ヒト・クローン技術、さらにはES細胞をめぐる問題が具体化しており、既成事実の追認だけでは済まされない事態も起きつつある。以下では、主としてヒト受精胚の取扱いに主眼を当てつつ、刑法学の観点から生殖医療技術に対する法的規制の枠組と必要性について論じることとする。

2 生殖医療技術に対する法的規制の基本的視点とモデル

まず、法的枠組を設ける際にいかなる基本的姿勢に立つかが重要である。この点について、生殖医療技術を罪悪視して全面的に禁止するのは妥当でなく、一方で生殖医療の適正利用を保障し、他方で濫用に対しては規制を加えるという基本的姿勢で臨むべきである(1)。そして、法的規制を加える場合、三つの重要な基本的視点を挙げることができる。第1に、何よりも侵襲を受ける当該女性の健康状態ないし心理状態に最大の関心を払うべきである。第2に、生殖医療が家族関係にも大きな影響を及ぼすことから、とりわけ生まれてくる子供の福祉について十分な配慮をすべきである。第3に、初期胚の不当な扱いといった犯罪的なものも含め、商業主義的濫用あるいは優生学の積極的濫用等の社会的有害性にも留意すべきである。

しかし、規制にも様々なものが考えられる。現在の自主規制方式もひとつの方法である。これですべてがうまくいけば法的規制も不要であり、これこそ理想といえるかもしれない。しかし、自主規制が社会に対して責任を貫徹しうるほどに強固なものであるためには、医プロフェッションの強力な自律意識と責任意識があり、しかも社会がそれに対して相当な信頼を置いているという前提がなければならないが、先端の生殖医療技術をめぐる諸問題については、その母国ともいべきイギリスやドイツですら自主規制の限界を超えている。日本でも残念ながらその前提自体に疑問が出されていることからすれば、一定の問題については既存の法律との整合性を考えながら新たに強制力を持った法的規制を考えざるを得ない。適切な法律ができれば、国民・患者も救われるし、良心的な医師・医療関係者も救われるはずである。その際、既存の法律との整合性を考えつつ、まずは家族法的観点からの整備により事前に生殖医療技術の適用範囲を限定するという方向での民事規制を考え(被害が発生すれば損害賠償の途もありうる)、次いで一定の認可制と行政制裁を伴う行政規制を考え、そして最後に最も厳しい刑事規制を考えるという具合に、内容に応じた段階的規制を考えるべきであろう。刑法が前面に出すぎるのは妥当でない。

では、具体的にはどのような規制モデルが妥当であろうか。アメリカモデルのように基本的に当事者

に任せて放任するのは、困難な状況になりつつある。かといってドイツ胚保護法（1990 年成立）のように特別刑法を作って強力な法規制を前面に出すと、かえって司法に依存する傾向が強まり、研究者の自己規制意識ないし自律意識が弱まることにもなりかねない。したがって、ドイツモデルも妥当でないように思われる。そこで、イギリスの「ヒトの受精と胎生学」法（HFEA, 1990 年成立）のように基本的に認可制にして、行政規制を中心に考え、著しい濫用に対してのみ刑事規制を加えるというイギリスモデルが参考になるように思われる。もちろん、イギリスとは医療制度が異なるのでそれを参考にしつつ日本独自のシステムを考える必要がある。ただ、イギリスでは、立法化作業の進行の妨げになるという理由からか、ヒト受精胚の法的地位について明文化を避けたのが問題として残る。また、フランスでも 1994 年に人体の不可侵性・不可譲性といった基本原則の下に、ヒトの生死に関する諸問題をかなり網羅的・包括的に取り込んだ、いわゆる「生命倫理三法」が成立した。それは、人権を公共的な観点から捉えるもので、「公共政策モデル」ないしフランスモデルと呼ぶことができる。これは理想的であり、重要な示唆を与えてくれるが、日本の立法状況を考えると、実現には相当な困難を伴うことを覚悟しなければならないであろう。

3 ヒト受精胚の法的地位とその濫用行為の犯罪化をめぐる議論

(1) ヒト受精胚の法的地位

- 1) モノとして位置づける立場 破損は器物損壊 批判多し
- 2) ヒトとして位置づける立場 a：人格権を認める 胎児との関係は？
- 3) ヒトとして位置づける立場 b：準人格権を認める 死体との関係を考慮
- 4) ヒトとして位置づける立場 c：人格権を認めない しかしモノとは異なる保護

(2) 濫用行為の犯罪化

- 1) 破損行為・隠匿行為
 - 2) 売買行為・斡旋行為
 - 3) 過度な実験行為・操作：異種生物の創出等
 - 4) 専断的移植
 - 5) 認可手続の著しい違反行為
- *いずれも故意行為に限定すべし

(3) 刑法典に組み込むか特別法に組み込むか 胚保護法よりも生殖医療法が望ましい

(4) 自己決定権の限界

4 ヒト受精胚の研究利用とその限界をめぐる議論

(1) 研究の自由・科学の進歩との兼ね合い

(2) 研究の自由の限界

(3) 余剰胚の扱い

5 おわりに

- ・ 法規制の実効性
- ・ 墮胎罪との関係